解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月十八日開催の理事会の決議並びに長野県知事の認可により平成二十三年四月三十日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十九日

長野県佐久市中込一丁目二九番地三

医療法人長静会

清算人　小宮山　嵩

解散公告（第三回）

当法人は平成二十四年九月十九日開催の総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、平成二十四年十月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十九日

滋賀県栗東市安養寺七九八番地四七

社団法人滋賀県装削蹄師会

代表清算人　福田　勝之

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十九日

兵庫県宝塚市東洋町一番一号

財団法人宝塚市都市整備公社

代表清算人　秋山　守

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年八月三十一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十九日

高知県高知市一宮中町一丁目二一番六号

財団法人あおい保育園

代表清算人　中山　裕司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十九日

高知県香美市土佐山田町宝町一丁目二番一号

財団法人奥物部開発公社

代表清算人　門脇　槇夫

配当公告

福島県二本松市郭内一丁目一九五番地一五

破産者　高野　弘一

右の者に対する福島地方裁判所平成二十三年（フ）第二五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三八、一八九、九三三円

一、配当することのできる金額

金三七、一七〇、五五一円

平成二十四年十月十九日

福島県福島市北五老内町二番三八号

破産管財人　菅野　昭弘

配当公告

岐阜県加茂郡富加町羽生二二一八番地の二

破産者　富加工業株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十二年（フ）第四六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三、一三五、八九五、七九九円

一、配当することのできる金額

金一三四、七六八、九二七円

平成二十四年十月十九日

岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル四階

破産管財人　小椋　功

配当公告

滋賀県彦根市地蔵町七三番地一

破産者　株式会社中央建設

右の者に対する大津地方裁判所彦根支部平成二十二年（フ）第二二二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三〇七、一一一、五九一円

（内優先的破産債権額

金四、六七七、二〇四円）

一、配当することのできる金額

金三五、一九五、七〇一円

（内優先的破産債権額

金四、六七七、二〇四円）

平成二十四年十月十九日

滋賀県大津市梅林一丁目三番一〇号滋賀ビル八階大津法律事務所

破産管財人　弁護士　野嶋　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市向中野字幅九番地二〇、最後の住所岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林五二一番地三三　被相続人　亡　上田　光伺

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

岩手県盛岡市中央通一丁目一一番一七号第二大通ビル二階

相続財産管理人　吉田　瑞彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市上田三丁目一一番、最後の住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路一八二番地一アーバンライフ室小路Ｂ三〇三号

被相続人　亡　渡邉　育子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル二階

相続財産管理人　弁護士　山﨑　哲雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市広田町字長洞一一四番地、最後の住所岩手県陸前高田市高田町字馬場前六五番地一　被相続人　亡　村上敬二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋船場町一二五番地八、最後の住所秋田県秋田市新屋船場町三番一〇号

被相続人　亡　大山　八正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

事務所秋田県秋田市山王七丁目一二番一三号　相続財産管理人　弁護士　菅原　佳典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市赤館町一三一番地六、最後の住所福島県福島市陣場町六番一四号　陣場カワチビル三〇二　被相続人　亡　菊池　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

福島県福島市花園町二番三五号　花園レジデンス一〇二号

相続財産管理人　弁護士　紺野　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県西白河郡矢吹町白山八一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柳沼　忠裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

福島県白河市明戸一一四番地二

相続財産管理人　吉川　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市稲毛区長沼原町三一七番地一、最後の住所千葉県千葉市稲毛区長沼原町三一七番地一　ヴィルフォーレ稲毛一番館八〇五号　被相続人　亡　堀江　泰延

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階稲垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井原　真吾